

静岡県公安委員会規則第20号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年8月14日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
大仁警察署	天城湯ケ島交番	(略)		伊豆中央警察署	署所在地	伊豆の国市三福239番地の4	伊豆の国市のうち 浮橋、大仁、神島、 下畑、白山堂、宗光 寺、田京、立花1・ 2・3丁目、田中 山、田原野、長者 原、中島、御門、三 福、守木、吉田
(略)				天城湯ケ島交番		(略)	
(略)				(略)			
	修善寺駅前交番	(略)		修善寺駅前交番		(略)	
	田京交番	伊豆の国市田京328番地	伊豆の国市のうち 大仁、神島、下畑の 一部、白山堂、宗光 寺、田京、立花1・ 2・3丁目、中島、 御門、三福、守木、 吉田				
	土肥交番	(略)		土肥交番		(略)	
(略)				(略)			
	熊坂警察官駐在所	(略)		熊坂警察官駐在所		(略)	
	田原野警察官	伊豆の国市田原野	伊豆の国市のうち 浮橋、下畑の一部、				

	駐在所	80番地	田中山、田原野、長者原
	本立野警察官駐在所	(略)	
(略)			
静岡南警察署	(略)	(略)	(略)
丸子交番	静岡市駿河区丸子3丁目2番2号	静岡市駿河区のうち 宇津ノ谷、鎌田、北丸子一・二丁目、手越、手越原、寺田、丸子、丸子一・二・三・四・五・六・七丁目、丸子芹が谷町、向敷地、向手越一・二丁目	
(略)			
(略)			
細江警察署	中川交番	(略)	
(略)			
都田交番	(略)	(略)	
伊平警察官駐在所	浜松市北区引佐町伊平1550番地の3	浜松市北区のうち 引佐町伊平、引佐町川名、引佐町兎荷、引佐町西黒田、引佐町東久留女木の一部、引佐町東黒田	
引佐警察官駐	浜松市北区引佐町	浜松市北区のうち 引佐町井伊谷の一	

	本立野警察官駐在所	(略)	
(略)			
静岡南警察署	(略)	(略)	(略)
丸子交番	静岡市駿河区丸子3丁目2番2号	静岡市駿河区のうち 宇津ノ谷、鎌田、北丸子一・二丁目、手越、手越原、寺田、丸子、丸子一・二・三・四・五・六・七丁目、丸子芹が谷町、向敷地、 <u>向敷地一・二・三・四・五・六丁目</u> 、向手越一・二丁目	
(略)			
(略)			
細江警察署	引佐町交番	浜松市北区神宮寺町10番19号	浜松市北区のうち 引佐町井伊谷、引佐町伊平、引佐町奥山、引佐町金指、引佐町狩宿、引佐町川名、引佐町黒淵、引佐町白岩、引佐町田畑、引佐町栃窪、引佐町兎荷、引佐町西黒田、引佐町花平、引佐町東久留女木の一部、引佐町東黒田、引佐町三岳、引佐町谷沢、引佐町横尾、神宮寺町
	中川交番	(略)	
(略)			
都田交番	(略)	(略)	

在所	<u>井伊谷800番地の3</u>	<u>部、引佐町白岩、引佐町花平、引佐町横尾、神宮寺町</u>		
引佐北部警察官駐在所	(略)		引佐北部警察官駐在所	(略)
大崎警察官駐在所	(略)		大崎警察官駐在所	(略)
奥山警察官駐在所	<u>浜松市北区引佐町奥山1500番地の1</u>	<u>浜松市北区のうち引佐町奥山、引佐町狩宿、引佐町黒淵、引佐町田畑、引佐町柄窪、引佐町谷沢</u>		
金指警察官駐在所	<u>浜松市北区引佐町金指1527番地の3</u>	<u>浜松市北区のうち引佐町井伊谷の一部、引佐町金指、引佐町三岳</u>		
都筑警察官駐在所	(略)		都筑警察官駐在所	(略)
(略)			(略)	
(略)			(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表静岡南警察署の項の改正 公布の日
- (2) 別表大仁警察署の項の改正 令和5年8月28日
- (3) 別表細江警察署の項の改正 令和5年9月1日